

令和8年度「えひめの食」普及促進プロモーション事業 委託業務に係る仕様書

1 趣旨

えひめ愛フード推進機構はJ A全農えひめと連携し、愛媛県産農畜産物及び加工品の認知度向上と消費拡大を図るため、PR効果の高い広報媒体を用いて、本県の豊かな食材・食文化、農業者等による「えひめの食」の普及促進活動を実施する。

2 概要

(1) 実施内容

県内における地産地消意識の向上を図り、県産食材の消費拡大に寄与するテレビ番組制作に関する企画、制作、放映を一括して行うとともに、放送内容をSNSやアプリ、YouTube等でも紹介するなど、複数の広報媒体を活用し、一体的かつ効果的なプロモーションを行う。

(ア) 想定する主なターゲット層について

18歳～50代

(イ) 放送について

a 内容

- ・旬の愛媛県産農畜産物（米、野菜、果樹、畜産物等）やその加工品の魅力、また、農業者の思いや産地の背景などの情報をわかりやすく消費者に伝えること。
- ・「料理」を切り口に県産食材のファンを作り、番組の内容と連動したリアルイベント等を実施するとともに、その様子も放送するなど、消費拡大につながる内容とする。

b 放送分量

- ・4回以上かつ年間計60分以上とする。
- ※放送1回あたりの放送分量の条件は設けない。

c 番組構成・企画立案

- ・番組制作にあたっては、本業務の趣旨に合致する学生の出演を必須とし、学生自身からの発信が期待できる体験型の内容を盛り込むこと。
（学生例）愛太陽ファーマーズマーケットに所属する学生など
※上記団体の学生は、本業務への出演協力について承諾をいただいているが、提案にあたっては、上記団体の起用を必須とするものではなく、業務の趣旨を鑑み、その他の学生を起用しても差し支えない。
（活動例）学生を交えたレシピ開発や生産者へのインタビュー、収穫体験など
- ・単純な農産物や農家、レシピの紹介ではなく、視聴者に有益な内容を加えること。
（例）よい食材の見分け方、購入場所、食材の保存方法等
- ・えひめ愛フード推進機構及びJ A全農えひめと協議のうえコーナー構成・企画・取扱品目を決定し、原則として現地取材を実施すること。
なお、第1回放送（8月放送予定）の取扱品目は「きゅうり」を取り上げることとする。
- ・各種イベント情報などのPR枠とプレゼント枠（買取、応募受付、抽選、発送業

務を含む) を設けること。

- ・「えひめの食」のロゴを使用する等「えひめの食」の事業の中で実施しているということが伝わる仕様を希望する。

d アンケートの実施

- ・各回視聴者アンケートを実施し、取りまとめた内容は随時事務局に共有すること。
- ・アンケートの項目はえひめ愛フード推進機構及びJA全農えひめと協議すること。

e その他

- ・料理レシピについては視聴者のニーズを盛り込んだものとし、放送後は SNS を活用するなど、番組内に限らず消費者の目に触れる形で発信すること。
- ・番組内で使用する農産物等の購入、出演者との調整は受託者が行うこと。
- ・多くの人が見聴する時間帯に放送することとし、視聴率を随時事務局に共有すること。

(ウ) その他の広報媒体

- ・放映内容については、SNS やアプリ、YouTube 等でも紹介するなど、複数の広報媒体を効果的に活用し、相乗効果を図ること。
- ・SNS 広告も効果的に活用することで、番組や紹介した料理レシピへ視聴者を誘導し、一体的なプロモーションを実施すること。

(例) 番組放送後、1 週間程度 YouTube 広告を実施し動画へ誘導。

一回当たり約 10 万円の広告費。

(2) 実施時期

契約締結の日～令和 9 年 3 月 12 日までの間

3 事業実施主体 (委託者)

えひめ愛フード推進機構

4 その他の留意事項

- ・本業務により制作、放送した TV 番組の著作権は受託事業者に帰属する。ただし、えひめ愛フード推進機構及びJA全農えひめによるコンテンツ (可能な部分のみ) の利用について、ホームページでの掲載や、地産地消意識の促進や食育の推進を目的とするイベント等での利用など、営利を目的としない場での二次的利用は、これを可とする。なお、二次利用可能期間は、契約期間及び契約終了後 1 年間とする。